

ILO 申し立てに向けて

大阪医科大学労働契約法 20 条裁判のゆくえ

昨年 2020 年 10 月 13 日に出た大阪医科大学労契法 20 条裁判の最高裁判決。アルバイト職員の原告が正職員と全く同じ時間で同じ仕事をしていた状況で提訴。大阪地裁では敗訴、大阪高裁では賞与 6 割(正職員新入職員の 48%(基本給 80%×賞与支給率 60%)他を勝ち取りました。大阪地裁の大学側証人の証言で、比較の正職員秘書とは「ほとんど同じ仕事だ」と認めたのに、最高裁では不公正な比較で違う仕事とされ、正職員秘書 4 名は長年同じ仕事をしているのに配置転換の可能性がある、アルバイト職員就業規則にも配置転換の記載があり実績もあるのに認めなかったのです。

2018 年の先行する 2 つの最高裁判決のなかで一般論として「20 条は仕事内容等の違いに応じた均衡のとれた処遇を求める規定」との判例があるにも関わらず、最高裁はアルバイト職員の賞与は 0 円とし、「不支給は不合理であるとまで評価することができるものとはいえない」(判決文から)と、年収で正職員新入職員の 55%で構わないという極めて不当な判決を行ったのです。

仕事内容の比較(正職員(4人)とアルバイト職員) 病院に診療科のない基礎系教室(研究室) 8 教室

	教室名	秘書の配置人数	基本の秘書業務と事務	教室の特徴に伴う独自の仕事
正職員	生理学	2人 正職員 アルバイト職員	9割ほぼ同じ	学内の英文学術誌の編集 ⇒大学院生が英文で博士論文を書く それをワードで並べる、ページ番号を挿入と表紙作成
正職員	病理学	2人 正職員	9割ほぼ同じ	病理解剖に関する遺族等への対応や部門間の連携 ⇒解剖や説明は医師が対応 遺族を会議室へ案内、お茶出し、書類の提出
正職員	生化学	1人 正職員	9割ほぼ同じ	毒劇物等の試薬の管理 ⇒毒劇物は教員が使用 鍵のかかったキャビネットの鍵を預かる
アルバイト職員	薬理学	1人 アルバイト職員	定型的で簡便な仕事 (判決文P4、具体的にP5) ⇒9割ほぼ同じ	*判決では一切取り入れられていない ⇒実験動物(特別な遺伝子改変されたマウス)の購入と経理事務 UCD(カルフォルニア大学)などの特許があるスーパー遺伝子改変されたマウスの輸入に関する手続きと経理事務 毒劇物の鍵の管理

今、大阪医科大学労契法 20 条裁判の元原告として、弁護士さん達や以前から ILO へ憲章 24 条に基づく申し立てをしてきたグループとも相談しながら、ILO100号条約(同一価値労働同一報酬条約)違反申立の検討を始めています。また労働契約法 20 条裁判をずっと応援してきたメンバーが、ILO100 号条約に関する情報提供や女性差別撤廃委員会への NGO レポートの中で、大阪医科大学と東京メトロの件についても触れる予定です。判決を覆すことは出来なくても格差是正が少し進むように頑張っています。

ILO100 号条約

(同一価値労働同一報酬原則)

この条約は同一の価値の労働に対しては性別による区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないと決めたものである。日本は 1967 年に批准している。